

緊急事態宣言にかかる保育園等の対応について

資料5

【4月14日（火）】

石川県の緊急事態宣言を受け、感染症拡大防止のため、保護者の方が仕事を休んで家にいる場合など、家庭で保育が可能な状況にある方は、可能な限り登園等を控えていただくよう、保護者に対して要請

〔利用を控えていただく期間〕 4月15日（水）から5月6日（水）まで

※登園自粛に協力いただいた場合、保育料を日割り計算により減額することを案内

【5月5日（火）】

緊急事態宣言の延長を受け、5月31日（日）まで利用を控えていただく期間を延長することを保護者等へ案内

【5月15日（金）】

緊急事態宣言の解除を受け、5月18日（月）から通常保育を再開することを保護者等へ案内

※家庭で保育が可能な状況にある場合などは、引き続き、登園自粛を要請

【5月28日（木）】

6月1日（月）から通常保育を実施することを保護者等へ案内

※ 完全終息には、まだ時間がかかることが予想されることから、保育園等での感染防止策をお示しするとともに、ご家庭でも、引き続き、感染症予防にご留意いただくよう案内

緊急事態宣言にかかる保育園等の対応について

《登園（所）状況》

	4/13(月)	4/15(水)	4/21(火)	5/18(月)	6/1(月)
国等の動向	県緊急事態宣言（当日）	市登園自粛要請（初日）	県休業要請（初日）	緊急事態宣言解除（初日）	通常保育
保育園	89.5%	60.0%	38.4%	59.5%	96.1%
放課後児童クラブ	55.4%	43.8%	30.5%	36.7%	73.1%

※登園（所）の算定

保育園：登園児童数 ÷ 在籍児童数(4.1現在)

放課後児童クラブ：登所児童数 ÷ 登録児童数(4.1現在)